川崎　武久　高橋　正美　橋本　榮夫
盛満　利廣　山村　達男（以上六月五日）
瑞宝単光章を授ける（各通）
本邦駐箚大韓民国特命全権大使　柳　興洙
旭日大綬章を贈与する（六月二十八日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年六月二十九日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

黒木　清巳　高堰　三郎　立島　秋信
宗　寛明　柳瀬　順一　柳瀬　健司
羽生　智樹　岸本希久子　宮川　美樹
立田スミヨ　河野　雪雄　永松雄一郎
大越　美利　酒井　秀子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年六月二十九日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

池本　和人　鈴木　政昭

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年六月二十九日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

横尾　浩之　石川　正義　鈴木　孝行
白井　芳子　高須　克彌

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

久保　恒彦

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年六月二十九日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

伊藤　渡　大塚　實　藤森　兼明
荘司　準　稲盛　和夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年六月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社ナガセ
川越商工会議所
中外製薬株式会社
株式会社岡部
日新製薬株式会社
株式会社松屋
株式会社エイチ・アイ・エス
宗教法人千代保稲荷神社
埼玉スバル自動車株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年六月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故長岡今朝吉遺族　長岡武十郎

褒章条例第六条により褒状を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十八年六月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故伴久雄遺族　伴　康子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、石川労働局の関係事業主を代表する者山守昌光の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年7月6日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、石川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成28年7月15日

4　推薦書及び添付書類提出先　石川労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十六年六月二十八日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年七月六日

国土交通大臣　石井　啓一

1　成果の名称

（1）　平成二十六年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十六年度都市部官民境界基本調査簿

（1）　平成二十七年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十七年度都市部官民境界基本調査簿

二　前項（1）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　神奈川県逗子市、大分県大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市、宮崎県延岡市、串間市の一部

三　第一項（1）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　山形県上山市、茨城県土浦市、東京都小平市、神奈川県秦野市、松田町、富士県射水市、静岡県熱海市、鳥取県境港市の一部

公　告

諸事項

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第2項による届出があったので、同法第180条第5項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月6日

日本橋税務署長　大久保　勇

届出した者　ノートフリー・コーポレーション

事務所等の名称　ノートフリー・コーポレーション

事務所等の所在地　東京都中央区八重洲一丁目2番1号

責任者の氏名　内山隆太郎

証明書の有効期限　平成30年5月13日

証　票　無　効

証票名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
雇用均等・児童家庭局雇用均等・児童家庭課調査員証票	第190号	平成13年1月6日	平成28年3月31日	徳島労働局雇用環境・均等室厚生労働事務官　新居美佐子